

会員の経費負担義務に関する細則

（目的）

第1条 この細則は定款第9条の規定に基づき、会員の経費負担義務に関し、必要な事項を定める。

（入会金）

第2条 一般社団法人日本集中治療推進機構（以下、「本機構」という）の会員の入会金は次のとおりとする。

- （1）正会員 無料
- （2）賛助会員 無料

（年会費）

第3条 本機構の会員の年会費は次のとおりとする。

- （1）正会員 無料
- （2）賛助会員 100,000 円

（年会費の納入）

第4条 年会費は、機構が指定する方法および期日までに1年分を一括納入しなければならない。

（細則の改定）

第5条 この細則は、理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は2024年10月28日から施行する。

この改定は2026年5月14日から施行する。